

## アジア汚水管理パートナーシップに関する北九州宣言（仮訳）

### 背景

1. 2015年に成立したSDGs（持続可能な開発目標）Target6.3として「2030年までに未処理汚水の半減」が設定されたことを受け、目標を達成するためには汚水処理割合の低い東南アジア地域における一層の取組みが必要である。
2. 日本国国土交通省は、2017年12月にミャンマーで開催された「第三回アジア太平洋水サミット」において、汚水管理にフォーカスした初めてのパートナーシップとして「アジア汚水管理パートナーシップ（AWaP）」の設立を提案し、それを受けてヤンゴン宣言においても知見などの共有のために地域的なネットワークを設立することの必要性について言及された。
3. サミット翌日に日本国国土交通省と日本国環境省が共催した「AWaP設立準備ワークショップ」において、参加各国は多国間パートナーシップの設立に合意した。
4. AWaPでは、SDGs 6.3の達成のために、各国における汚水管理の主流化を目指し、各国の好事例や優れた技術・知見を各国政府の下水道政策担当官の間で共有するとともに、共通する課題については、協働して課題解決に取り組むことを目的としている。
5. 本総会は、AWaPの正式な設立後の第一回総会と位置づけ、2018年7月25日に福岡県北九州市において、6か国（カンボジア王国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国（当日欠席）、ベトナム社会主義共和国、日本国）及び国内/国際機関等（WHO（ビデオ参加）、UNESCAP、ADB（オブザーバー参加）、JICA、WEPA、JS、JSC）の参加を得て、AWaPの今後5か年の具体的な活動計画を議論する場として開催された。
6. 本総会は、藤原拓教授（高知大学 教育研究部自然科学系農学部門）がAWaP運営委員会における決議を経て、議長を務めた。

### 開会挨拶

7. 日本国国土交通省森岡泰裕下水道部長の挨拶では、参加国が一丸となって汚水管理への意識向上、汚水管理の普及に必要な知見の共有、および共通課題の解決に向けて取り組み、SDG6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」の達成に寄与することへの期待が述べられた。

### セッション 1: AWaP 要綱と活動計画に関する議論

8. AWaP事務局（日本国国土交通省久岡夏樹推進官）より、AWaPの要綱と今後5

か年の活動計画について説明が行われた。

9. 事務局の説明した活動計画について、参加各国から以下のインプットがあった。

**i. 活動計画 1「汚水管理の意識向上」**

10. 意識の向上にあたっては、政府及び市民双方への働きかけが重要である。
11. 政府に関しては、中央政府職員の意識向上のみならず、地方政府職員の意識向上も重要である。特に汚水処理施設などの現場で業務に従事し、現地コミュニティとの繋がりも強固な地元職員の汚水管理に関する知識も含めたキャパシティ・ビルディングが有効である。
12. 市民に対しては、未処理汚水の排出による環境影響について、わかりやすい形で伝える機会をつくることが重要である。
13. あらゆる層、特にコミュニティの参加を促進するため、意識向上のための働きかけを行う際には、政府、市民、NGO、民間企業、メディア等のマルチセクター間の緊密な相互協力が重要である。

**ii. 活動計画 2「汚水管理のモニタリング」**

14. 各国の汚水管理の状況を把握するために、共通のモニタリングフレームワークを作成する。
15. 長期的なモニタリング体制の構築にあたっては、各国において水質をモニタリングする規制当局と、汚水処理システムの建設・管理を所管する組織の責任と役割を明確化し、相互に連携することが重要である。
16. モニタリングの実施には政府機関だけでなく、影響力のある NGO と協働することが必要である。
17. AWaP のモニタリングに用いる指標はシンプルで地域住民にとって理解しやすいものにすることが、効率的なデータ収集には重要である。

**iii. 活動計画 3「共通課題の解決」に関するコメント**

18. 活動計画 2 のモニタリングを通して、特定される共通課題について、各国が連携したプロジェクトを組成する。
19. 一方、すでに各国が認識している課題として、中央政府および地方政府職員のキャパシティ・デベロップメント、汚水管理に関する法制度や組織の整備又は改善、汚水管理についての最適な技術の導入、汚水管理に関するファイナンス、が参加国から挙げられている。
20. 上記の課題については、モニタリングを通して把握される課題とともに解決を目指すべく、AWaP の取組を通しパートナー国やサポート機関の間で、知見の共有や、解決に向けた共同プロジェクトを実施する。

21. なお、汚水処理に関する技術は、各国の排水規制に適合しつつも、運転管理の主体である地方政府にとって、運転管理が容易であり、アフォーダブルなものが望ましい。
22. 活動計画では、2020年からプロジェクトを開始する予定となっているが、すでに各国が直面している課題を対象として、可能な限り早急に推進する必要がある。

#### iv. AWaP の活動実施全般について

23. AWaP の活動は、意見交換によって各国課題の共有が行われ、また課題の分析によって各国に必要な取り組みを特定するための重要な土台となる。一方で、各国のプレゼンテーションから、各国が汚水管理に関して異なる出発点にいることが明らかになった。
24. 活動計画3の共通課題の解決は、各国の異なる出発点を考慮に入れる必要があり、共通課題の解決に向けては、省庁間の協力及び中央政府と地方自治体との連携が重要である。
25. AWaP の活動を実施する際、他のパートナーシップやプラットフォームとの連携することが重要である。
26. 特に UNESCAP は 2019 年にアジア太平洋都市フォーラムを開催予定であり、AWaP と汚水管理の分野で連携の可能性がある。

#### セッション2: 汚水管理のモニタリングをどのように実施すべきか?

27. 活動計画2 汚水管理のモニタリングについては、各国は定期的なレポートの提出を求められる。この際のレポートは、国連に対して SDGs の枠組みで提出するレポートとの整合性を持つことが重要である。
28. 本セッションでは、国連の枠組みでグローバルモニタリングの指標や方法論を検討している WHO と、当該指標についてベトナムでパイロットスタディを実施した JICA から、AWaP のモニタリングを進める際の前提となる知見が共有された。
29. 加えて、各国がモニタリングを行った後のステップとして想定される、汚水管理計画の策定について、日本下水道事業団 (JS) より日本の事例について知見が共有された。
30. パートナー国は、今年度は各国の汚水処理の状況や今後の予定 (計画) 等を共有するフォーマットに沿ったレポートを作成し、パートナー国で情報共有を行い、各国共通の課題を特定する活動にフォーカスすることに合意した。
31. AWaP 事務局は、レポート作成と同時に、各国政府が国内の政府関係職員や市民や意識の向上を図るために、日本の経験を共有することを表明した。
32. 一部の参加者は、データの収集に加えて、得られた情報の分析が重要であるため、

データを分析し、戦略的な計画を打ち立て、全体的なソリューションを検討するセッションを設ける必要があると指摘した。

#### 今後の活動に向けて

33. 参加者は、活動計画の実行に向け、パートナー国、サポート機関、事務局の議論を進めることを合意した。
34. 参加者は、本総会の議論を踏まえて事務局が修正する活動計画を基に、今後積極的にAWaPの活動に取り組むことに合意した。

アジア汚水管理パートナーシップ 第1回総会 議長  
藤原拓